重要事項説明書



日赤安謝福祉複合施設 (居宅介護支援) 那覇市安謝居宅介護支援事業所

那覇市安謝居宅介護支援事業所 重要事項説明書

ご利用者(又はご利用者の家族)が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準(平成 11 年厚生省令第 38 号)」第4条の規定に基づき、指定居宅介護支援提 供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

法 人 名 称	日本赤十字社 沖縄県支部			
代表者氏名	支 部 長 玉城 デニー			
所 在 地	沖縄県那覇市与儀1丁目3番1号			
(連絡先及び電話番号等) TEL 098 - 835 - 1177				
法人設立年月日	1896年7月1日			

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1)事業所の所在地等

事業所名称	那覇市安謝居宅介護支援事業所			
介護保険指定事業所番号	4770100057			
事業所所在地	沖縄県那覇市安謝2丁目15番2号			
連絡 先営業日時間外	098 - 862 - 4331			
事業所の通常の 事業の実施地域	那覇市			
開所年月日 2000年4月1日				

(2)事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護認定者及び介護者への支援
運営の方針	ご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者の立場になって多様的かつ総合的にサービスが提供されるよう関係市町村及び医療・福祉サービス事業所等との連絡調整し在宅での生活を支援します。

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営	美	Ě	\Box	月曜日 ~ 金曜日(土日曜祝祭日 12月 29日~1月3日を除	
営	業	時	間	午前9時 ~ 午後5時30分	

※24 時間常時連絡できる体制を確保し、必要に応じてご利用者・家族の相談及び関係機関等の調整に対応する。

(4)事業所の職員体制

管理者 (主任介護支援専門員))	喜納 哲也
---------------------	-------

職	職務内容	人員数
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います	常勤 3名以上 (管理者を含む)

(5)居宅介護支援の内容について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険	利用料	利用者負担額
石石厂设义]及0月3台	は大りム	適用有無	(月額)	(介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画	別紙 1	左の①~	別紙2	介護保険適用となる
の作成	「居宅介護	⑦の内容	「利用料	場合には、利用料を
② 居宅サービス事業	支援業務の	は、居宅	その他の	支払う必要がありま
者との連絡調整	実施方法等	介護支援	費用につ	せん。
③ サービス実施状況	について」を	の一連業	いて」を参	(全額介護保険によ
把握、評価	参照下さい。	務 と し	照下さい	り負担されます。)
④ 利用者状況の把握	別紙 3	て、介護		
	「サービス	保険の対		
⑤ 給付管理	種別及びサ	象となる		
	ービス事業	もので		
⑥ 要介護認定申請に	者の利用割	す。		
対する協力、援助	合について」			
	を参照くだ			
7 相談業務	さい			

3 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員がご利用者の状況把握のため、ご利用者の居宅に訪問する頻度の目安 1月に1回以上

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、ご利用者からの依頼や居宅介護支援 業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専 門員はご利用者の居宅を訪問することがあります。

4 入院先医療機関との早期からの連携

ご利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるものとします。

入院先医療機関との連携を行い、入退院における円滑な支援を行います。

5 居宅介護支援の提供に関する留意事項

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。 被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) ご利用者が要介護認定を受けていない場合は、ご利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) サービス提供時に担当の介護支援専門員を決定します。
- (4) 介護支援専門員の交替(契約書第8条参照)
 - ①事業者からの介護支援専門員の交替 事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。 介護支援専門員を交替する場合は、ご利用者に対してサービス利用上の不利益 が生じないように十分に配慮します。
 - ②ご利用者からの交替の申し出 選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が 業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事 業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

6 虐待の防止について

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止・身体拘束廃止等のために、次のとおり必要な措置を講ずる。

- (1) 従業者に対する人権の擁護・虐待の防止・身体拘束廃止等を啓発・普及する ための研修を実施する。
- (2) ご利用者及び家族からの苦情解決体制を整備する。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

7 秘密の保持と個人情報の保護について

	Ţ
(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	 ①事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ② また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ③ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
(2)個人情報の保護について	①事業者は、ご利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。) ②事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

8 事故発生時の対応及び損害賠償について(契約書第14条参照)

ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

ただし、その損害の発生についてご利用者に故意又は過失が認められる場合には、 ご利用者の置かれた心情の状況を勘案して相当と認められる時に限り、事業者の損 害賠償責任を減じる場合があります。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 株式会社 損害保険ジャパン

保険名 社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害補償」

補償の概要 施設業務の補償

9 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及びご利用者またはご利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

10 サービス提供に関する相談、苦情について(契約書第19条参照)

(1) 苦情対応の体制及び手順

提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ○苦情受付担当者は、利用者からの苦情を随時受け付けます。
- 〇事業者内において、苦情対応者及び管理者を中心として相談及び苦情処理の為の 会議を開催する。
- ○サービスを提供した者から概況を確認し、問題点の整理及び改善策を検討する。
- ○文書による回答を作成し、管理者が利用者に対して説明を行い、文書を交付する。
- ○解決結果については、個人情報に関するものは除き、施設内掲示にて公表します。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 日赤安謝福祉複合施設 事務課	所 在 地 那覇市安謝2丁目15番2号電話番号 098-862-4321 7ァックス番号 098-862-4320 受付時間 9:00~17:30 (土日祝日年末年始を除く)
【市町村(保険者)の窓口】 那覇市役所 福祉部 ちゃーがんじゅう課	所 在 地 那覇市泉崎 1 丁目 1 番地 1 号電話番号 098 -862 -9010 ファックス番号 098 -862 -9648 受付時間 8:30~17:15 (土日祝日年末年始を除く)
【公的団体の窓口】 沖縄県国民健康保険団体連合会	所 在 地 那覇市西3-14-18 電話番号 098-860-9026 ファックス番号 098-860-9026 受付時間 9:00~17:00 (土日祝日年末年始を除く)

11 その他運営についての留意事項

当事業所は介護支援専門員の質的向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

12 身体拘束廃止等の措置について

事業者は、利用者の身体拘束廃止等のために、次のとおり必要な措置を講する。

- 一 従業者に対する身体拘束廃止を啓発・普及するための研修を実施する。
- 二 その他身体拘束廃止等のために必要な措置

13 認知症のケアについて

事業者は、認知症の利用者へ適切な支援を行うため、次のとおり必要な措置 を講ずる。

- ー 従業者に対する適切な認知症ケアを啓発・普及するための研修を実施する。
- 二 その他適切な認知症ケアのために必要な措置。

14 ハラスメントの防止対策

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を 超える下記の行為は組織として許容しません。
- (1)身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
- ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為 上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となり ます。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

事業者住所 那覇市安謝2丁目15番2号 事業者名 日赤安謝福祉複合施設 那覇市安謝居宅介護支援事業所 園 長 上里 裕昭 印

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

	説明	年月		<u> </u>	5和	年	月			
	説	明	者	<u>氏</u>	名			ЕД		
上記内容の説	明を	事業	巻者だ)ら、	受けました	J. °				
	利	用	者	<u>住</u>	所					
				氏	名			ЕД		
	代	理	人	<u>住</u>	所					
				氏	名			ЕД	続柄()

(別紙1) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、ご利用者 又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明 を行います。

2 居宅サービス計画の作成について

- (1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ① ご利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接によりご利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - ② 利用する居宅サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ③ 居宅サービス計画書の作成にあたり、ご利用者から介護支援専門員に対して、複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
 - ④ 介護支援専門員は、ご利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - ※当事業所の居宅サービス計画に位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通 所介護、福祉用具貸与の利用状況は、別紙3を参照ください。
 - ⑤ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、ご利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- (2) 介護支援専門員は、ご利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、ご利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容をご利用者またはその家族に対して説明します。
 - ① 介護支援専門員は、ご利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めてご利用者の同意を確認します。
 - ② ご利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない 場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することが できます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、ご利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに1月に1回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、ご利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断 した場合、またはご利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合に は、事業者はご利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、 国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、ご利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、ご利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請をご利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

ご利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、ご利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、ご利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

(別紙2) 利用料その他の費用について

- 〇居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定にもとづいて、介護保険サービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、 ご利用者の自己負担はありません。
- ○<u>但し、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったん</u>お支払い下さい。

要介護度区分	TF A ST 4	# A =# C F
	要介護1・2	要介護3~5
取扱い件数区分		
介護支援専門員1人に当りの利	居宅介護支援費I	居宅介護支援費Ⅰ
用者の数が 45 人未満の場合	10,860円/月	14,110円/月

	加 算	加算額
	初 回 加 算	3,000円
	入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,500円
	入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,000円
0	退院・退所加算 I (イ)	4,500円
要介護度による区分なし	退院•退所加算 [(口)	6,000円
護度に	退院・退所加算Ⅱ(イ)	6,000円
による	退院•退所加算Ⅱ(□)	7,500円
区分	退院•退所加算皿	9,000円
なし	ターミナルケアマネジメント加算	4,000円
	通 院 時 情 報 連 携 加 算	500円
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円
	特定事業所加算(Ⅱ)	3,230円/月

(別紙3) サービス種別及び事業者の利用割合について

(令和7年度 上期・下期:現在)

① 各サービス種別利用割合

訪問介護	通所介護	地域密着型通所介護	福祉用具貸与
37%	62%	9%	69%

② 各サービス種別・事業者別の内訳

● ロン C ンパ宝33 学术ロ33○27-350代					
サービス種	訪問介護	通所介護	地域密着	福祉用具貸与	
			通所介護		
	ヘルパーステーシ	安謝老人デイサー	リハビリデイサー	(株)シルバーサービ	
1 位	ョンきずな	ビスセンター	ビスポジリハ那覇	ス沖縄	
1 122			店		
	14%	33%	46%	37%	
	訪問介護事業所く	デイサービスさん	地域密着型通所介	サトウ(株)那覇営業	
2位	るくまケアサービ	51131	護 こまち	所	
2 13.	ス				
	14%	10%	120%	24%	
	ヘルパーステーシ	ワンスタイルクラ	デイサービス安樹	(株)ケアリング	
3位	ョンうりずん	ブ	地域密着型		
	9%	4%	12%	7%	



運営理念

- ○高齢者や児童が気軽に安心して利用できる施設であること
- ○施設利用者や施設入所者本位の施設であること
- ○常に地域とともに、地域に開かれた施設であること

基 本 方 針

- 〇利用者や入所者に対し、常に人間としての尊厳を尊重し適切な処遇計画のもと、自 立した生活が営めるよう努める
- ○施設の特長を生かし、地域間交流・世代間交流・施設間交流を図り、地域・利用者・ 入所者・家族・職員の相互交流に努める
- ○職員は利用者処遇に関する技術向上に向けて自己研鑽に努める
- 〇日本赤十字社運営の福祉複合施設として、実習生等を積極的に受け入れ福祉人材育 成の一助に努める
- 〇地域・学生・赤十字奉仕団等のボランティアを積極的に受け入れ各福祉サービスを 提供する者との交流を通して相互連携に努める